

## 裁判例からみる労務管理シリーズ①

### 自宅から単身赴任先への休日の移動中の事故も労災認定へ

岐阜地裁は今年21日、「就業日前日に、家族のいる自宅から単身赴任先（社宅）へ戻る帰路も通勤途上として認める」として、移動中の会社員の死亡事故を「週末帰宅型通勤」として労災認定した。労働基準監督署長は「就業日に就業場所へ向かう途中の事故でなければ、通勤災害と認められない」として遺族給付を支給していなかった。今回の判決は、来年4月成立を目指している労災保険法の改正案を先取りしたものであり妥当な判断だといえる。事故は、夫は金曜日だった1999年7月30日の勤務後、岐阜県土岐市の自宅へ帰省。自宅で休日を過ごした後、日曜日の8月1日夕、翌月曜日からの勤務のため、同県高山市の単身赴任先の家へ向けて自家用車で移動途中の同県中津川市で沢へ転落し死亡した。この判決のポイントは……

- ①単身赴任先へ向かったのは翌日の勤務に備えたこと以外に目的がなかった
- ②自宅と単身赴任先の間は、車で最短でも3時間半かかる遠距離だった。

二つの住居間の移動が通勤途上として認められるには少なくとも上記の要件を満たすことが必要であろう。単身赴任に限らず、中・長期出張の場合においても類推適用される可能性があるので対象者は少なくないと思われる。法改正に伴い管理体制の見直しが必要かもしれません。

## 地域創業助成金の創設

この助成金は従来の地域雇用受皿事業特別奨励金が平成17年4月1日から拡充されたもので、主な変更点は以下のとおりです。

- ①受給対象が法人に加えて個人事業も対象になりました。
- ②非自発的離職者1名を含む、2名の雇用で受給可能となりました。（従来は3名）

### ●受給要件

- (1) 次のいずれかに該当するサービス10分野で法人の設立または個人事業で創業すること
  - ①個人向け・家庭向けサービス②社会人向け教育サービス③企業・団体向けサービス
  - ④住宅関連サービス⑤子育てサービス⑥高齢者ケアサービス⑦医療サービス⑧リーガルサービス
  - ⑨環境サービス⑩地方公共団体からのアウトソーシング、その他地域重点分野
- (2) 事前の認定を受けること
- (3) 創業後1年半以内に常用労働者を2人以上雇い入れること。

### ●受給額

- (1) 創業経費の支援
  - ・創業後6ヶ月以内に支払った創業経費の3分の1
  - 支給上限額：150万円～500万円**
- (2) 人件費の支援
  - 非自発的離職者1名につき（100人分まで）
  - ・常用労働者：30万円
  - ・短時間労働者：15万円

この助成金は利用率向上のために数次の改正が加えられてきましたが、本改正がその起爆剤になるかどうか暫くは状況を見守る必要がありそうです。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしくお願ひします。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 \_\_\_\_\_